

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント実施結果報告書

1. 案 の 名 称	朝来市駅交流施設条例（案）	
2. 意見等の募集期間	令和8年7月1日 ～ 令和8年7月31日	
3. 意見等の受付件数	3人 9件	
4. 提出方法の内訳	郵便 人	ファクシミリ 1人
【人（団体）数】	電子メール 2人	持参 人
実施機関（担当課等）コメント 御意見をいただき、ありがとうございました。 いただきました御意見等と市の考え方についてお知らせいたします。		
提出された意見等の概要 （類似する意見については、取りまとめて掲載しています。）		
番号	意見等	市の考え方 (修正がある場合は、その内容)
1	「施設の一部を占有して利用しようとする者は、許可を受ける必要 があります。」とありますが、列車の利用者等が、許可を受けずに待合室として使用することはできるのでしょうか？	改修前の待合室同様、列車待ちの方は許可なく待合室として御利用いただけます。
2	「一部を占有」の範囲が分かりにくいので、具体例をあげて欲しいと思います。例えば、今までに行っていた「ひな祭りの飾りつけ」や「写真の展示」のことでしょうか？	「一部を占有して利用」の範囲ですが、お示しいただいております通り、展示物などを待合室の一部分に一定期間設置する場合などを想定しております。
3	小グループが許可を受けて、打合せや会議はできますか？できても、待合室代わりに使用可能なら、列車利用者が会議中に入ってきて、利用できますね。	小グループの方の打合せや会議など、許可申請頂き御利用いただけます。 その際、御意見の通り列車利用の方も御利用いただけます。
4	良い施策と思いますが目的が幅広く、どのような利用を想定しているのか？分かりにくいので、許可を得ずに利用できる場合、許可が必要な場合を掲載して ほしいと思います。	列車利用の待合目的以外で、許可が必要な利用と許可が不要な利用の具体例を施設内で掲示等することにより周知させていただく予定です。

5	「開館時間は、午前6時から午後10時30分まで」となっていますが、駅の委託者が居なくなった後は、管理が難しいのではないのでしょうか？ 許可が必要なので、例えば18時以降の使用申し込みが有った時だけ、延長する という方法もあるのではないのでしょうか？ 18時以降の列車利用者には、西口の待合室にエアコン等を整備して利用できるようにすればと思います。	施設の開錠・施錠は、電気式にて定時の自動制御を予定しております。また夜間は、警備会社による警備管理を行う予定としております。 駅の待合機能を確保する必要があることから、閉館時間は午後10時30分としています。 御提案いただきました利用方法も今後参考にさせていただきながら、管理に努めて参ります。
6	J R 生野駅の東口待合室を有効活用する生野高校生などの提案を受けた、今回のリニューアル工事は大変素晴らしい企画だと思います。 私たちの会は、生野町民を中心とした短歌の同好会ですが、10年間の活動を続けています。 この度の生野駅待合室リニューアルに伴い朝来市都市政策課がパブリックコメントを募集していることを知り、是非とも活用させて頂きたいと思っております。 生野町には俳句、短歌などのグループがあり毎年秋に開催される文化祭に出品展示するなど活動を続けています。 この度の生野駅待合室リニューアルに当り、是非とも短歌、俳句、絵画、写真、書道等の作品を展示できる掲示板の設置をお願い致します。 生野町の小中学生・高校生にも呼び掛けて作品の展示をお願いしたいと思っております。生野駅を利用している方だけでなく、広く町民や様々なアーティストの集まるスペースになればJRの活性化にも寄与できるかもしれません。 私たちの会では生野高校生にも呼び掛	待合室は、これまで同様地域の方に広く愛され憩いの場所として御活用いただきたいと考えております。皆様や高校生の作品発表の場としても御利用いただければと考えており、掲示できるスペースを設ける予定としております。

	けて、短歌の文化を継承していきたいと思っています。広く生野町の文化向上にも貢献できれば幸いです。	
7	開館時間について、再検討はどうか。（特に閉館時間遅すぎる。必要ないと考えます。）	開館時間については、列車利用者の待合機能確保のため、JRの始発、終電の時間を踏まえ決定しております。このため、開館時間を午前6時から午後10時30分までとする予定です。
8	主に中高生と地域の居場所と学習の場が主たる目的であると思い、又、イベントが出来る所であってほしい。	公共交通利用者の待合いの場としての機能確保するとともに、中高生をはじめとする学生の学習や、地域の皆様の居場所、交流の場としても御活用いただきたいと思います。 また、イベント等で施設の一部を占用して利用していただくことも可能です。
9	管理面で、生野地域自治協との覚書もあり、相談して頂きたい。	いくの地域自治協議会との覚書については、その内容を確認しています。今後、覚書も参考にさせていただきながら、施設の適切な管理に努めて参りたいと考えております。